

# 業務指示書

## ベトナム国道路分野におけるPPP制度設計に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月26日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月31日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

(○) 認めます。

( ) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。  
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：PPP制度に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／PPP制度設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：PPP制度に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 交通量調査・需要予測】

1) 類似業務の経験：交通量調査・需要予測に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年8月4日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

以下の現地再委託に係る再委託費。

【パイロット路線における交通量調査】

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004997 円 , US\$1 = 112.185 円 , EUR1 = 127.43 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／PPP制度設計  
交通量調査・需要予測

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.56 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月21日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。✓

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ベトナム国道路分野におけるPPP制度設計に係る情報収集・確認調査

| 評価項目                        | 配点         |         |
|-----------------------------|------------|---------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力     | (10.00)    |         |
| (1) 類似業務の経験                 | 6.00       |         |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等         | 4.00       |         |
| 2. 業務の実施方針等                 | (30.00)    |         |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性           | 14.00      |         |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等        | 12.00      |         |
| (3) 要員計画等の妥当性               | 4.00       |         |
| (4) その他(実施設計・施工監理体制)        |            |         |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力            | (60.00)    |         |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (40.00)    |         |
| ①業務主任者の経験・能力 総括／PPP制度設計     | (40.00)    | (16.00) |
| ア) 類似業務の経験                  | 18.00      | 7.00    |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験         | 4.00       | 2.00    |
| ウ) 語学力                      | 4.00       | 2.00    |
| エ) 業務主任者等としての経験             | 8.00       | 3.00    |
| オ) その他学位、資格等                | 6.00       | 2.00    |
| ②副業務主任者                     | ( - )      | (16.00) |
| カ) 類似業務の経験                  | —          | 7.00    |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験         | —          | 2.00    |
| ク) 語学力                      | —          | 2.00    |
| ケ) 業務主任者等としての経験             | —          | 3.00    |
| コ) その他学位、資格等                | —          | 2.00    |
| ③体制、プレゼンテーション               | ( )        | (8.00)  |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション       |            |         |
| シ) 業務管理体制                   | —          | 8.00    |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 交通量調査・需要予測 | (20.00)    |         |
| ア) 類似業務の経験                  | 14.00      |         |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験         | 2.00       |         |
| ウ) 語学力                      |            |         |
| エ) その他学位、資格等                | 4.00       |         |
| (3) 業務従事者の経験・能力：            | ( )        |         |
| ア) 類似業務の経験                  |            |         |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験         |            |         |
| ウ) 語学力                      |            |         |
| エ) その他学位、資格等                |            |         |
| (4) 業務従事者の経験・能力：            | ( )        |         |
| ア) 類似業務の経験                  |            |         |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験         |            |         |
| ウ) 語学力                      |            |         |
| エ) その他学位、資格等                |            |         |
| (5) 業務従事者の経験・能力：            | ( )        |         |
| ア) 類似業務の経験                  |            |         |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験         |            |         |
| ウ) 語学力                      |            |         |
| エ) その他学位、資格等                |            |         |
| 総合評点                        | [ 100.00 ] |         |



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ベトナム政府は増大するインフラ需要に対応しつつ公的債務残高を抑制するため、新PPP法を制定し、PPP事業によるインフラ整備を推し進めている。特に道路セクターにおいては、国家主要プロジェクトである南北高速道路といった大型案件が多数存在しており、その事業規模から外国投資家の参入が求められるが、現状参入は限定的である。これは需要予測の困難さやそれを補完する官民のリスク負担が適切に行われる仕組みが不十分であるため、新規インフラ事業への民間企業の参入ハードルが高いことに起因している。従って、新規事業（グリーン・フィールド）への民間資金の活用の取組みと並行して、相対的に民間企業の参入ハードルの低い既存事業（ブラウン・フィールド）のについて、事業権を取得し、運営管理や追加投資によるインフラ整備を行うコンセッション方式を検討し、民間参入を呼び込むことが必要である。

しかしながら、現行のPPP法上にコンセッションに関する明確な規定は存在しておらず、関連するものとして運営・維持（O&M）契約に関する規定が存在するにとどまっている。また、O&M契約についても実施例が確認されておらず、既存の法的枠組みの中でコンセッション事業の組成が可能か検証を行う必要がある。また、運営権対価の条件や算出方法、政府保証の枠組み等、コンセッション事業実施にあたり重要な関連する法的枠組みについても未確立、且つ実施例もなく、加え、ベトナム側の実務的な経験も不足していると思われることから、コンセッション事業促進のために実施枠組み整備のための調査が必要である。

以上の背景から、本調査では、ベトナム道路セクターにおいて、新PPP法（Decree 15）下での海外投資家参入によるPPP案件、特にコンセッション案件の実施に必要な制度設計を支援することを目的とする。制度設計の支援にあたっては、実践的な政策・制度の提案を行う観点から、適切なモデルケース（パイロット事業）を用い、事業性や官民のリスク分担等を具体的に示し、制度設計の実現性を検討する。制度設計の支援に際しては、ベトナム側が日本国内の知見・経験の活用を期待していることから、適切な類似事例を引用し、業務を行うこととする。

なお、2017年7月まで、JICAのベトナム国「PPP制度設計に向けた基礎情報・収集調査」により、道路分野のコンセッション方式導入に係る基礎的な調査を実施中。

### 2. 業務の概要

#### （1）対象地域

ハノイ市及びホーチミン市周辺を想定。

#### （2）関係省庁・機関

交通運輸省（Ministry of Transport : MOT）

ベトナム高速道路公団（Vietnam Expressway Cooperation : VEC）

ベトナム財務省 (Ministry of Finance : MOF)

ベトナム計画投資省 (Ministry of Planning and Investment : MPI)

### 3. 業務の目的

本調査は、ベトナムにおいて、道路分野のコンセッションを実施・促進するための具体的な制度について検討することを目的とする。検討にあたっては、パイロット事業を対象に事業ストラクチャーを策定し、事業化の可能性について分析する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、PPP制度設計に向けた支援に関し、「3. 事業の目的」を達成するため、「5. 業務における留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 調査実施における JICA 及び実施機関との協議について

ベトナム政府内では、PPP関連制度は MPI と MOF が管理している。また、道路事業は、MOT が主管であるが、VEC 等傘下機関が管理している事業もある。関係省庁間の調整はベトナム政府がすべきではあるが、本調査の実施にあたっては、これら関係機関の間での情報共有が適切になされるよう、留意して調査の進捗報告等を行うこと。

また、調査期間を通じて、必要に応じて適宜 JICA と協議を行い、調査の進捗や課題等を共有する。

#### (2) パイロット事業

ベトナム側からの提案を踏まえ、①ホーチミン・ゾーザイ(ブラウン・フィールド)、②ビエンホア・カイメップ(グリーン・フィールド)の2路線を日本の知見を活用して進める PPP のパイロット事業とすることを想定している。

本調査はコンセッション案件の実施に必要な制度設計支援を目的としているところ、①のコンセッション事業化を前提としつつ、②を組み合わせた場合のケーススタディを実施し、各々の比較優位や制度上の問題点等について整理を行う。

また、個々のパイロット事業の範囲 (IC、料金所、アクセス道路等を含めるかどうか、追加投資範囲等) についても、事業の実現可能性を念頭に置き、ベトナム側と調整の上で設定すること。

また、①は JICA 及び ADB (アジア開発銀行 : Asian Development Bank) の支援により建設された道路であり、事業民営化に係る方針も併せて確認すること。

#### (3) コンセッションの定義

本調査では、日本を含む先進諸国及び途上国において多数実施されている「料金徵

収を伴う施設について民間事業者が事業権を取得し、事業運営を行うもの」をコンセッションの定義としている。他方、ベトナムの法律上のコンセッションと、他国における一般的なコンセッションは必ずしも一致しないことから、調査実施にあたっては、ベトナムにおけるコンセッションの定義を確認し、ベトナム側と認識のすり合わせ・合意を得た上で、制度設計・パイロット事業の分析を行う。

#### (4) 民間企業へのヒアリング

本調査による制度設計の具体性、実現性を高めるため、コンセッション事業の経験・関心がある企業へのヒアリングを行い、本調査に反映させる。

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成、協議

既存の関連資料、データ、Decree 等を確認した上で、調査全体の方針・方法、及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。

調査の冒頭に、ベトナム政府（MOT を想定）に対し、インセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。この際、先方に説明する 5 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映し、最終化した上で先方に説明すること。

#### (2) 道路セクターにおけるコンセッション方式導入上の課題のレビュー

以下について、先行の基礎情報・収集調査の結果を踏まえ、レビューを行う。

##### ① PPP 案件の現状と課題整理・分析のレビュー

ベトナムにおけるコンセッションを含む PPP 事業の課題をレビューするとともに、民間企業へのヒアリングを実施し、官民双方の観点から課題の整理を行う。（レビュー対象には、過去に事業化に至らなかった案件も含める）

##### ② 関連法・政令・規定等の整理・分析

現行法・政令・規定についてレビューした上で、今回提案する制度がこれらの法・政令・規定の範囲内で運用可能かどうかを分析する。改正の必要がある場合、その範囲を特定する。

##### ③ 日本の類似事例の分析

日本の有料道路におけるコンセッションの制度について、制度の内容、リスク分担の仕組み等を分析し、ベトナムにおけるコンセッション事業の推進のために必要な対応策について検討する。

#### (3) コンセッション方式推進にかかる制度設計

上記（2）の調査を踏まえ、ベトナムに適したコンセッション事業促進のための官民の適切なリスク分担及び必要な制度設計を行う。

#### (4) パイロット事業の事業性・リスク分析

- ① (3) で検討した制度設計を基に、設定したパイロット事業をモデルケースとして用い、設計された制度下での事業性やリスクについて分析を行う。(沿線・地域開発のオプションも検討する。)
- ② 民間企業参入の確実性を高めるため、民間企業や金融機関へのヒアリングを通じ、事業参入の可能性について検討する。
- ③ 制度提案の実現性を高めるため、MOT や VEC への説明、ヒアリングを行い、本制度設計の現実性を精査する。右に加え、ホーチミン・ゴーザイ区間については、JICA 及び ADB にコンセッション化に伴う必要な手続きやプロセスについて確認すると共に、その実現性について検討する。
- ④ 需要予測  
候補路線の既存の交通情報・データを入手するとともに、必要に応じて交通量調査を行い、将来交通需要予測、コスト積算、財務分析を行う。なお、これらに加えて実施すべき調査、代替する調査等があればプロポーザルにて提案すること。

##### <自動車交通量調査>

調査期間：平日 1 日間、休日 1 日間

調査地点：以下、1 路線につき 2 地点程度（対象道路の状況による）

- ・ホーチミン・ロンタイン区間
- ・ロンタイン・ゴーザイ区間
- ・ビエンホア・ブンタウ建設予定区間に並走する国道 51 号線

調査項目：16 時間又は 24 時間交通量（時間帯別、車種別、方向別）

#### ⑤ 制度設計の最終化

パイロット事業の分析の結果を反映し、(3) の制度設計を最終化する。

#### (5) インテリム・レポートの作成

以上の調査結果を含むインテリム・レポートを作成し、MOT、VEC 等の政府関係者等に説明する。この際、先方に説明する 10 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

#### (6) コンセッション方式の推進に必要な制度・規定等の提案

以上の調査を踏まえ、制度・規定等のドラフト、あるいは改定案をドラフトする。現時点では Circular のドラフト等を想定している。

#### (7) 関係機関の能力強化に向けた提言

上記(5)と合わせ、コンセッション方式の推進に必要な、関係機関 (MPI、MOT、VEC) の能力強化に向けた提言をまとめること。

#### (8) 調査報告書（ドラフト）の作成

上記調査結果を調査報告書（ドラフト）として取りまとめ、MOT、VEC、MPI等のベトナム政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。この際、先方に説明する10営業日前までにJICAに案を提出し、JICAからのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

#### （9）調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、調査報告書（成果品）を作成する。

### 7. 成果品等

本調査の各段階で作成・提出する資料は以下の通り。このうち、（1）の「調査報告書」を最終成果品とする。なお、以下に示す部数はJICA及び先方機関に提出する部数であり、国内の会議等に必要な資料等については、別途必要な部数および電子化したもの用意すること。

#### （1）報告書の種類

|              | 提出時期       | 記載事項                             | 部数など                              |
|--------------|------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 業務計画書        | 契約後速やかに    | 調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。 | 和文<br>電子データ                       |
| インセプション・レポート | 契約後速やかに    | 調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。 | 英文PPT形式<br>電子データ                  |
| インテリム・レポート   | 2017年11月下旬 | コンセッショント方式導入上の課題のレビュー、パイロット事業の選定 | 和文・英文<br>電子データ                    |
| 調査報告書（ドラフト）  | 2018年1月    | 調査結果の全体成果（5～10ページの要約を含む）         | 和文・英文<br>電子データ                    |
| 調査報告書        | 2018年2月    | 調査結果の全体成果（5～10ページの要約を含む）         | 和文4部、英文4部、ベトナム語5部（製本）<br>CD-Rom3部 |

#### （2）報告書の仕様

- ① 準備調査報告書以外の報告書の作成仕様は、A4ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。
- ② 準備調査報告書の作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）のとおりとする。
- ③ 各報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リスト

を記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。

- ④ 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円価との交換レートを記載すること。
- ⑤ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- ⑥ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑦ 各報告書の先方政府への説明・協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2017年9月に業務を開始し、2018年1月に調査報告書（ドラフト）、2018年2月に調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者構成（案）

##### （1）業務量の目安

12MM

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／PPP制度設計（2号）
- ② 交通量調査・需要予測（3号）
- ③ 道路コンセッション
- ④ PPP法制度
- ⑤ PPP財務分析

##### （3）通訳

必要に応じ、英語⇒ベトナム語の通訳を現地にて備上することを認める。

##### （4）その他

必要に応じ、現行のベトナムの法制度・財政制度に関する知見を有するローカルリソースを雇用することを認める（調査アシスタント（特殊傭人）として、計4MM程度とする。）

#### 3. 閲覧資料／配布資料

- ・関連するDecree等は、インターネットにより検索・閲覧可。

なお、以下は業務指示書配布時に併せて配布いたします。

- ・ベトナム国「PPP制度設計に向けた基礎情報・収集調査」関連資料

#### 4. 相手国側の便宜供与

特になし。

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。

【想定される項目】パイロット路線における交通量調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

見積りは別見積りとする。

## 6. その他の留意事項

### （1）不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口、またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### （2）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。